

## 令和5年度第1回職業能力開発審議会会議要録

- 1 日 時 令和6年3月27日(水) 13時30分から
  - 2 場 所 県庁10階 特別大会議室
  - 3 出席者 (委員15名中13名出席 特別委員3名中 1名出席)
  - 4 次第
    - (1) 開 会
    - (2) 議 事
      - ① 第11次徳島県職業能力開発計画の進捗状況について
      - ② 令和6年度徳島県の公共職業訓練(案)について
      - ③ 中央テクノスクール理容科・美容科の年齢制限の廃止について
    - (3) その他
    - (4) 閉会
- (配布資料)
- 資料1 第11次徳島県職業能力開発計画の目標値の進捗状況
  - 資料2 第11次徳島県職業能力開発計画(概要版)
  - 資料3 令和6年度徳島県の公共職業訓練(案)について
  - 資料4 中央テクノスクール理容科・美容科の年齢制限の廃止について
- 参考資料 令和4, 5年度徳島県公共職業訓練の実施状況

## 5 議事の概要

(事務局)

徳島県職業開発審議会設置条例により、委員の2分の1以上の出席が必要であります。本日は委員総数15名中13名の御出席をいただいております。本会が成立いたしておりますことを報告いたします。

【商工労働観光部 副部長挨拶】

【事務局から新任の委員、特別委員の紹介】

(事務局)

会長につきましては、審議会条例第5条第2項の規定により、学識経験者の委員のうちから選挙することとなっておりますが、事務局に御一任いただくということでお願いしたいのですが、いかがいたしましょうか。

【委員から、異議なしの御発言。】

(事務局)

それでは、事務局案といたしまして、テクノスクールの訓練に広く関係のある「機械・電気」の分野を御専門とされている、徳島大学の太田教授にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【委員から、異議なしのご発言。】

【会長が太田委員、会長の指名により会長職務代理が片山委員に決定】

(事務局)

それでは、議事に入りたいと思います。ここからの進行は、太田会長にお願いいたします。

(会長)

ただいま、事務局から進行を委任されましたので、今後、審議を進めて参りたいと思います。

(会長)

それでは、事務局から、議題①の第11次徳島県職業能力開発計画の進捗状況について、説明をお願いします。

【事務局から第11次徳島県職業能力開発計画の進捗状況（資料1、資料2）について説明】

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対し、何か御意見、御質問はありませんか。

【各委員からの意見・異議なし】

(会長)

議題①については承認するという事で終了いたします。

(会長)

続きまして、事務局から、議題②の令和6年度徳島県の公共職業訓練（案）について、説明をお願いします。

【事務局から令和6年度徳島県の公共職業訓練（案）（資料3）について説明】

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対し、何か御意見、御質問はありませんか。

(委員)

1点目は昨年の説明の際に、IT系の委託訓練を受託する企業が少なく、募集中止になっていたと聞いたと記憶しておりますが、今年度は改善されたのでしょうか。

2点目は今後のこととは思いますが、テクノスクールの再編計画について教えていただきたいと思っております。

(事務局)

1点目について、IT分野については県内の事業者が限られているため、令和5年度は労働局、ポリテクセンターとの協議の密度を深め、コース設定を工夫いたしました。

令和4年度と比較し、受託企業がなく訓練を中止するということが減少しております。

今までのコースと比較し難易度が高い「DX応用科」というコースも募集しましたが、こちらについては、応募者がいましたが、事業者が設定する訓練開講最少人数に届かず、残念ながら中止となるケースがございました。

また、IT系ではありませんが、医療事務や介護についての訓練につきまして、コロナが収束し、現場でのスタッフが必要とされる中で、訓練講師を確保できないために訓練を受託できないケースもございます。

IT系の訓練は少しずつですが、受託企業がなく訓練を中止するということが減少しておりますので、今後も引き続き取り組んで参りたいと考えております。

2点目のテクノスクールの再編計画につきまして、まず参考資料の施設内訓練の入校状況を御覧いただくと、令和4年度は約50%、令和5年度は50%を下回る実績となっております。

テクノスクールの入校者増加のため、令和5年度よりテクノスクールの再編について検討を開始いたしました。

県内業界団体やテクノスクールに設置している電気、機械、建築などの訓練科に関する事業者にはテクノスクールに求める訓練や資格について、中学校や高等学校の進路指導を担当する先生方にはどのような訓練があれば卒業後の進路として選ばれるのかについて聞き取りを行いました。

また、他都道府県の傾向を参考にするため、全国調査も実施いたしました。

令和5年度は、これらの内容の分析や現在のテクノスクールの特徴などの整理を行い、今後の訓練科のあり方を検討している段階です。

方向性がまとまりましたら、審議会委員の皆様にも御意見を伺いながら、再編計画したいと考えております。

(会長)

他に何か御意見、御質問はありませんでしょうか。

**【各委員からの意見・異議なし】**

(会長)

議題②については承認するということで終了いたします。

(会長)

続きまして、事務局から、議題③の中央テクノスクール理容科・美容科の年齢制限の廃止について、説明をお願いします。

**【事務局から中央テクノスクール理容科・美容科の年齢制限の廃止（資料4）について説明】**

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対し、何か御意見、御質問はありませんか。

(委員)

1点目は35歳の年齢制限はいつ頃から、どういう理由で制定されたのでしょうか。

2点目は理容室や美容室などの現場の意見を取り入れた上でこのような年齢制限を廃止するに至

ったのでしょうか。

(事務局)

1点目につきまして、いつ頃かについては手元に詳細資料がございませんが、年齢制限の設定につきましては、テクノスクールを卒業後、就職先で年齢が高い場合、年下の上司のもとで仕事を続けていくことが難しく、離職してしまう方も一定数いるため、年齢制限を設け、比較的若い方に訓練を実施しております。

年齢制限の廃止理由につきましては、昨今、長い職業人生の中で、途中で職業転換をされる方がいらっしゃると思います。その中でも比較的高齢の方が理容や美容の資格取得を希望した場合、年齢制限をもってシャットアウトせず、全ての年齢の方に職業訓練受講の機会を解放すべきだと考え、撤廃したいと考えております。

他県の状況や県内民間事業者が年齢制限をしていない状況からしても、年齢制限を設ける必要性がないと判断できると考えております。

(委員)

美容師は、資格取得後からキャリアがスタートする職業であり、就職先で先輩方から実践で使える技術を教わり、身につけていきます。そうなると、どうしても比較的高齢の方が就職した場合、年下の先輩から指導を受けるようになります。それが合わなくて辞めてしまう方が多く、結果的に若年層に技術を教える方が長期にわたって仕事を続けることができる、と美容室経営者からも意見をいただきました。

ハローワークからテクノスクールを選択肢として示す際には、将来が甘くないと伝えることをお願いしたいと思います。

(会長)

業界からの意見としては、年齢制限の廃止について反対ということでしょうか。

(委員)

反対ではありません。

他の資格とは違うということを十分に理解していただきたいと思っております。

(会長)

パブリックコメントは募集中でしょうか。

(事務局)

パブリックコメントはすでに3月22日〆切で終了しており、これから、コメントの内容確認やコメントに対しての県の考え方をまとめて公表していく手順となっております。

(会長)

他に何か御意見、御質問はありませんでしょうか。

**【各委員からの意見・異議なし】**

(会長)

議題③については承認するというで終了いたします。

(会長)

その他の事項については、何かございますか。

(委員)

障がい者の委託訓練につきまして、ホームページでのアクセス方法が分かりにくく、情報が見にくいと感じました。また、内容につきましても、具体例の提示や障がい種別ごとの説明を掲載するなどホームページ等の整備をお願いしたいと思います。

(事務局)

現在は障がい者の訓練生を募集する際にホームページに掲載させていただいており、常時掲載しておりません。障がい者の訓練を紹介する等の通年閲覧できるサイトを作成するなど改善を図りたいと考えております。

(委員)

訓練を受託する企業につきまして、障がい者を雇用する際の補助制度などの情報が掲載されると訓練を受講する訓練生と受託する企業の両方が良くなっていくのではないかとと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

労働局等の補助制度が関わるため、県として企業へのアプローチは委託先を募集すること以外は難しいところもございます。関係各所と協議し、県のホームページサイトのリンクを貼付するなど可能な範囲で対応したいと考えております。

(会長)

ドイツとの国際交流について、どのようなことを行っているのか教えていただけませんか。

(事務局)

2015年初頭にドイツ・リューネブルク市の職業訓練センターに出向き、交渉を図り、その年末に中央テクノスクールと協定を結ぶこととなりました。

その後、各種協会や団体にも御賛同いただき、コンソーシアムを設立し、コンソーシアムとドイツの手工業会議所で協定を締結することで、今まで以上に大きく重層的な交流が可能になりました。

それ以降、コロナ禍を除いて毎年、本県の訓練生数名を含む訪問団がドイツに赴き、また、ドイツから技術者の受入れを行い、相互交流を図っております。

(委員)

昨今、技能実習生など外国人がいなければ仕事ができない状況になっております。外国人労働者の職業能力開発とありますが、どのようなことをされているのでしょうか。

(事務局)

実例として、自社に勤める外国人に対し、社内でのスキルアップとして技能検定にチャレンジしたいが、社内ではなれ合いになってしまうため、社外で学ぶことによって学習効果を高めたいという御要望を企業からいただき、その受け皿として在職者訓練を実施いたしました。

企業のDX化に伴い、社内研修も容易になってきておりますので、企業からも今までとは違った要望が出てくるのが予想されますので、より良い方策を探りながら多角的な訓練を実施していきたいと考えております。

(会長)

他に何か御意見、御質問はありませんでしょうか。

**【各委員からの意見・異議なし】**

それでは、ないようでございますので、以上をもちまして本審議会を終了したいと思います。長時間にわたり議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

(事務局)

太田会長、長時間にわたる議事運営、ありがとうございました。

**【商工労働観光部 副部長挨拶】**

(事務局)

本日の徳島県職業能力開発審議会 総会は、これで終了いたします。